

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月29日

【会社名】 株式会社ラバブルマーケティンググループ

【英訳名】 Lovable Marketing Group, inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 林 雅之

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番13号

【電話番号】 03-6381-5291

【事務連絡者氏名】 執行役員コーポレート本部管掌 中川 徳之

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番13号

【電話番号】 03-6381-5291

【事務連絡者氏名】 執行役員コーポレート本部管掌 中川 徳之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2026年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

林雅之氏、長谷川直紀氏、松本高一氏、鷗川太郎氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

久保隆氏、柿沼佑一氏、深川裕季氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

西村一彦氏を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と定めるものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内と定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	12,211	122	0	(注) 1	可決 99.01
第2号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)4名選任の件					
林 雅之	12,102	231	0	(注) 2	可決 98.13
長谷川 直紀	12,103	230	0		可決 98.14
松本 高一	12,103	230	0		可決 98.14
鷗川 太郎	12,101	232	0		可決 98.12
第3号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
久保 隆	12,103	230	0	(注) 2	可決 98.14
柿沼 佑一	12,103	230	0		可決 98.14
深川 裕季	12,101	232	0		可決 98.12
第4号議案 補欠の監査等委員で ある取締役1名選任 の件				(注) 2	
西村 一彦	12,099	234	0		可決 98.10
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬額設定 の件	12,202	131	0	(注) 3	可決 98.94
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬額設定の 件	12,093	240	0	(注) 3	可決 98.05

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。